

社会福祉法人フレンドシップ役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人フレンドシップいわて（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等の報酬は、定款第9条第1項及び第23条第1項に定めるとおり無報酬とする。
- 役員等が法人業務を行う場合には、定款第9条第2項及び第23条第2項の規定に基づき費用弁償を行う。
 - 費用弁償は、別に定める役員費用弁償規程に基づき日当及び旅費を支給する。

(費用弁償の支給方法)

- 第4条 役員等の費用弁償の支給は、理事会又は評議員会への出席及び出納調査・決算監査など法人・施設運営の業務については、年度末に一括支給する。ただし、業務遂行のため出張した場合は、その都度支給する。
- 費用弁償は、現金をもって本人に（死亡により退任した者の費用弁償にあつては、その遺族に）支給する。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月25日から施行する。